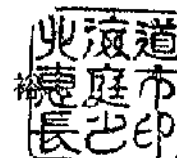


恵庭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第11号

恵庭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第3条の3（略） (扶養手当) 第4条（略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母	第1条～第3条の3（略） (扶養手当) 第4条（略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母

現行	改正案
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 心身に著しい障害を有する者 第4条の2～第13条の4 (略) (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第14条 第4条、第4条の2、第4条の4及び第10条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。 第15条 (略)	(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 心身に著しい障害を有する者 第4条の2～第13条の4 (略) (特定の職員) についての適用除外) 第14条 第4条 の規定は、地方公務員法第22条の4第1項 の規定により採用された職員には適用しない。 2 第4条、第4条の2、第4条の4及び第10条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。 第15条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 令和7年4月1日(次項において「切替日」という。)から令和8年3月31日までの間における改正後の恵庭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは、

「(5) 心身に著しい障害を有する者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当については、改正後の恵庭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の4の規定にかかわらず、一般職の職員

の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第7条第1項後段の人事院規則で定める地域手当の級地に勤務を命ぜられた職員に対して支給するものとする。

